



# あゆみ通信

堺市堺区向陵中町4丁4番7号 TEL072-254-5755

## ◆～新年のご挨拶～

明けましておめでとうございます。  
本年もよろしくお願ひ申し上げます。

さて、去年に続いて私事ですが、今年も「50歳」台に到達する区切りの年になります。



平成26年、今の事務所に来た時は、「60歳で引退できるように」と考えていましたが、お仕事の内容は、この8年間でがらりと入れ替わりしました。

後見人等に就任中の件数は20を超え、高齢者向けのお仕事。長期間に渡るお仕事が増えています。

「五十にして天命を知る(孔子)」とするならば、社会から役割を与えていただけというのは、とても幸せなことです。

限りある時間の中で、司法書士として精一杯生きていこう。そのためにも、健康の維持には今まで以上に気を配ろう、と思っています。

体調管理の一環として、2週間に一度、鍼灸院に通っています。「1対1」で身体を看てもらって、もう6年になりました。

その時間だけは、他の予定が入ろうとしてもお受けしない。電話も取らないようにしている、貴重な時間。

「健康第一」を言葉で言うのは簡単ですが、お仕事のためにも実践します。



司法書士 吉田浩章

=====  
司法書士吉田事務所のLINE公式アカウント。  
お客様との事務連絡用に、便利に使っています。  
アカウント名は「@y5755」。  
よろしければ「お友達」登録していただき、メッセージを送って下さい。



## 本号のトピックス

- はじめに～新年のご挨拶～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「登記・選任懈怠による過料」
- 山下の「何でもやってみよう！」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- 後藤の「我が家のアウトドアライフ」
- Q&A相続手続き「相続の放棄あれこれ」
- 4コマまんが「コロナに負けない取組み」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



## ◆栗野の「3万円から始める」優待生活

あけましておめでとうございます。  
事務の栗野です。

今回は、「理研ビタミン」の株主優待を紹介します。

100株以上で1,000円相当の自社グループ商品がもらえます。

(3年以上継続保有すると2,000円相当)年2回(3月、9月に権利確定)頂けます。



12月に届いた優待は、うま塩ドレッシング、素材力だし、マボちゃん、ふえるわかめちゃん、焙煎ごまスープでした。

令和4年12月27日の終値は1,944円(購入は100株単位)。配当は年間4,600円、配当利回りは約2.37%あります。

栗野 恵

【優待メモ】理研ビタミン株式会社(東証プライム上場)。権利確定月は3月、9月(年2回)です。

## ◆法律コラム—登記・選任懈怠による過料

法務局では、最後の登記から12年が経過した株式会社に対する「休眠会社の整理作業」が、毎年進められています。

令和3年は、全国で29,605件の株式会社が、「解散されたもの」とみなされ、法務局が職権で解散登記を入れた、と発表されました。

「解散された」とみなされる会社の数は、件数的には、頭打ちの状態ですが、同時に、登記を怠っていたことに対する過料が、年々厳しくなっている気がします。



特徴的だったのは、株式会社の役員が就任してから10年を超え、かつ、みなし解散にの警告(12年経過)に至らない時点で、過料の通知が来たケース。

今まで、過料は「遅れて登記をした時」に来るもの、という感覚だったので、驚きました。



「役員の任期が10年」となったことで、会社のお客様と、司法書士は疎遠になりがちですが、ご依頼があれば、任期の管理もしています。司法書士とは上手にお付き合いください。



## ◆山下の「何でもやってみよう！」

明けましておめでとうございます。  
本年もどうぞよろしくお願いいたします。  
昨年の寅年、私は、5回目の年女を迎えました。二十歳の人の1年は1/20、還暦を迎えた人の1年は1/60。歳を取るたびに1年を短く感じるのも当たり前ですね。

先日、地域の高齢者の集いで還暦の報告をすると80代女性のSさんに「若いっ！」と言われました。「私なんかただ立っただけなのに転んで大腿骨を折ったのよ」と杖を手に笑っていましたが、おしゃれで凛とした佇まいは、数年前と変わらないSさんらしさでいっぱいでした。

人は皆、それぞれの年齢を初体験して新しい自分と出会っているんですね。身体の衰え、環境の変化、心情の移り変わりはあるけど、皆それぞれがず〜っとかけがえのない「わたし」を継続中。そう思うと、歳を取ることが尊いことに思えてきた。さて、今年もやってみよう！わたしらしく。



山下千恵子

## ◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

明けましておめでとうございます。  
司法書士の岸野です。本年もよろしくお願いいたします。

長男が受験生となり、夏まで部活漬けの生活を送ったあとは、塾通いの日々となり、去年はワクワク体験的なことはできず。。

そんな中、反抗期真っ盛りの中男と2人で行く高校見学は、途中で買い物をしたり、ランチをしたりと、思いがけなく穏やかで、楽しい時間となりました。

なかなか決められなかった進路ですが、あえてチャレンジする道を選んだようです。親としては、結果はどうであれ、悔いなくとしか言えませんが、サクサクとなりますように～。

「絶対野球部があるところ」と選んだ高校で、野球を楽しんでほしいです。

二男も元気です。元気すぎて問題は多々ありますが、夏から野球部のキャプテンとなり、少しはしっかりしたような、してないような??

岸野 恵子



【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士吉田法務事務所 (JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く)

TEL072-254-5755 E-mail yoshida-houmu@nifty.com



## ◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

10月の三連休は、大宮（埼玉）→越後湯沢（新潟）の旅。



そこまで有名だと思わず、何気に寄った大宮の鉄道博物館は、ちょうど「鉄道150周年」のタイミングということで、その後、あちこちのメディアで取り上げられました。

初の上越新幹線で北上し、越後湯沢では、温泉旅館の『雪の花』に宿泊。

『雪の花』を運営する共立リゾートは、予約不要の貸切風呂があったり、湯上り場にヤクルトが置かれていたり、「ハズレ」がない、安心のブランドです。



東京経由で動く、新潟もそこまで遠くないんだな～と感じた今回の旅行。足踏みしていた47都道府県制覇の旅は、埼玉と新潟をクリアして、残り「10」となりました。

## ◆後藤の「我が家のアウトドアライフ」

あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年末は急に寒くなり、北国では積雪のための車の立ち往生や停電のニュースがテレビで流れていました。寒い中停電なんて大変！となんとなくテレビを見ていたのですが、ふと夫が「我が家には停電になっても機能する暖房器具がないなあ」と言い出しました。考えてみると石油ファンヒーターやガスファンヒーターはありますが、どちらも電気がなければ電源が入りません。

そこで停電時にも使える暖房が欲しいとなり、いろいろと調べた結果、見た目の可愛さと機能面双方を備えた「アルパカ」というメーカーの石油ストーブを購入しました。停電時だけでなく、寒い時期にはしていなかったBBQや、冬場のキャンプでも活躍してくれそうで、今から楽しみです。

後藤 葵



## ◆Q & A 相続手続き — 「相続の放棄あれこれ」

**Q:**父が亡くなりましたが、実家の不動産も含めて、長男の兄が全部相続したらいいと考え、私は財産放棄をしました。

兄からは、書類の用意を頼まれているんですが、私は放棄したので、このまま放置しておいていいですか。



**A:**「財産の放棄」というのが、家庭裁判所で行う相続放棄なのか、話し合い（遺産分割協議）によるものか、はっきりとさせる必要があります。

家庭裁判所で行う相続放棄であれば、知ってから「3か月」の期限があります。

また、話し合いによる分割であれば、不動産の相続でも、金融機関の相続でも、印鑑証明書を用意し、相続の手続きが必要です。



### ポイント

「財産放棄」という名前の手続きはありません。一般の方が言われる「相続を放棄した」「財産放棄した」という言葉には、下記、さまざまなケースが考えられます。

1. 家庭裁判所で「相続放棄」の手続きをした
2. 口頭で「要らない」という意思表示をした
3. 「相続しない」旨の遺産分割協議をした
4. 「相続分の放棄」をした

『1』の家裁で行う厳密な意味での相続放棄であることはまれ。『2』『3』の場合が大多数です。

「借金があるから放棄する」場合は、『1』の家裁の相続放棄を選択しましょう。

『2』～『4』の場合も、それぞれの場合に応じた内容で書面を作成し、実印を押印。印鑑証明書を添えて手続きしないと、相続手続きは完結しません。

手続きを放置されると、子や孫の代に負担を残すこととなります。



コロナに負けない取組み



## ◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番7号  
司法書士吉田法務事務所  
代表者 司法書士吉田浩章  
TEL 072-254-5755  
<https://www.office-yoshida.net>



### ★主な取り扱い業務

□司法書士業務

- ・相続、売買、贈与など不動産の名義変更の手続き
- ・土地、建物や会社に関する登記の手続き
- ・遺産承継の手続き（不動産・預貯金・証券会社の相続手続き）
- ・相続放棄や後見人選任など、家庭裁判所に提出する書類作成
- ・成年後見人への就任、遺言書作成など、高齢者向けの業務

★営業時間：平日9時～17時30分（完全予約制）  
※土日祝は、定休日です。

【編集後記】営業時間を「平日9時～18時」から、「平日9時～17時半」に変更しました。コロナの影響か、夜の人通りは少ないまま。また「夜間相談は休止」と告知しているためか、夕方のアポも少ないです。「30分早く帰れたら、生活にゆとりができるかも」とも考えてましたが、実質の労働時間は短くなりません。。（吉田）

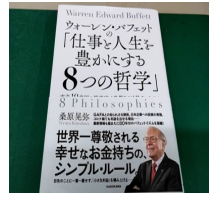
※このニュースレターは、今までお仕事をさせていただいたお客様にお送りしています。

今後の購読を望まれない場合は、お手数ですが、メール ([yoshida-houmu@nifty.com](mailto:yoshida-houmu@nifty.com)) かお電話にてお知らせ下さい。

## ◆「仕事にも生かせる」おススメ本

『ウォーレン・バフェットの「仕事と人生を豊かにする8つの哲学」』（桑原晃弥著）

ウォーレン・バフェットは、世界的に有名な投資家。



話の内容は、投資に限られず、社会で生きていくのに生かせる話、モノの考え方に及びます。

『自分の能力の輪を決して出ない』  
『確信と勇気を持って、群衆とは逆方向に走り出せ』

など、投資で大事なことも、経営で大事なことも、原理原則は変わらない、ということが分かります。

また、人は、結果だけ、表から見える部分だけで評価しがちですが、結果を出せるのは、それなりの考え方があるからである、ということと、

周りが何と言おうと、自分で決めたルールで、日々淡々と過ごしていける人が強いんだ、ということ、を、改めて感じました。

吉田浩章

